

担当所管及び登録先(履歴書等の提出先): 選挙管理委員会事務局 (問合せ: 0833-72-1597)

以下の勤務条件にて任用を希望される方は上記担当所管へ履歴書等の提出により任用希望者の登録をお願いします。

職種	一般事務
法の根拠規定	地方公務員法第22条の2第1項第1号(パートタイム)
応募資格	(1) 必要な資格 特にありません (2) 欠格事項 ア 日本の国籍を有しない者 イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 光市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
任用期間及び試用期間(条件付採用期間)	令和9年3月頃～令和9年3月31日(選挙の前後1～2ヶ月) ※令和9年4月1日以降は別途掲載 その他、急遽選挙が行われることとなった場合。 任用の日から一月間は条件付採用期間(試用期間)となります。
主な勤務場所	光市役所
業務内容	投票所入場券の仕分け・整理、投開票所消耗品等の仕分け・準備。(パソコンを使用する業務が有ります。)但し、選挙期日が想定より早くなった場合は、期日前投票受付事務が有ります。
就業時間・休憩時間	午前9時～午後3時 うち1時間(原則午後0時～午後1時)は昼休憩となります。
所定労働時間を超える労働の有無	期日前投票期間や業務の繁忙時期には有ります。
勤務日ではない日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始及び所属長が定める日(月17日勤務) 但し、期日前投票期間中等は交代制の勤務で、土曜日、日曜日、祝日等も勤務日となります。
休暇について	特別休暇
給料・報酬の額	時給1,203円(支給日は翌月10日) なお、経験年数等により加算される場合があります。 ※一般職員の給与改定の動向等により、変動する可能性があります。 ※人事院勧告等により、年度途中で4月まで遡及して増額または減額する可能性があります。
期末勤勉手当	なし
通勤手当(相当する費用弁償を含む)	光市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき距離に応じて支給
その他手当(相当する報酬を含む)	光市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の要件に該当する場合に支給(時間外勤務手当、休日勤務手当など)
社会保険	なし
公務災害補償	あり
その他	地方公務員法に規定される服務規程(サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限)が適用されます。 また、地方公務員法第29条に該当する場合は、懲戒処分の対象となります。